

## 業務委託仕様書

### 1 業務名

「太白区名所マップ」ウェブサイト等制作運営及び「太白区『食』deぐるっとまち巡り」業務

### 2 業務内容

「太白区名所マップ」ウェブサイト等制作並びに制作したウェブサイトの編集・更新作業、SEO、保守管理等及びまち巡りデジタルスタンプラリー（チラシ及びポスターデザイン制作等含む）に関する業務。

#### (1) 「太白区名所マップ」ウェブサイト制作

- ① 委託者から提供する太白区内23連合町内会から推薦・提出があった名所名物等を、地域の魅力を発信するという目的に沿った内容のマップに表示させたスマートフォン専用ウェブサイトを制作すること。
- ② 「太白区名所マップ」は令和5年9月30日までに公開すること。
- ③ OS対応は以下のとおりとする。
  - ・Windows：Windows10
  - ・Mac OS：最新版
  - ・Android 10.X.X～
  - ・iOS 15.X.X～
- ④ サポートブラウザは以下のとおりとする。
  - ・Google Chrome：最新版
  - ・Microsoft Edge：最新版
  - ・Firefox：最新版
  - ・Safari：最新版
- ⑤ ユーザビリティとして、スマートフォンでの閲覧を前提としレスポンシブウェブデザインは求めない。
- ⑥ 完成したサイトについて、契約期間後において受注者以外の者による編集・更新作業を可とすること。
- ⑦ 名所名物の撮影は受注者が行うものとし、撮影に関する日程調整は受注者が行うこと。
- ⑧ デザインは1種類とし、デザイン校正及び文字校正それぞれ2回、最終校正1回とすること。
- ⑨ 使用するデザイン及び写真は、発注者が受注者に提供するものを除き原則として新たに制作または撮影すること。

#### (2) 「太白区『食』deぐるっとまち巡り」業務

- ① (1)で制作したマップに掲載された名所名物等と、太白区の名所名物を題材としたスイーツを販売する事業者店舗をラリースポットとするデジタルスタンプラリーを実施すること。
- ② ラリースポットは発注者が選定するものとし、最大60か所とする。なお、屋外や無人のラリースポットが含まれることが想定されるため、これを踏まえた手法を検討すること。
- ③ デジタルスタンプラリーを令和6年1月から8週以上実施すること。
- ④ ラリースポットとなる事業者の店舗外観及びスイーツ並びに名所名物等の写真は受注者が撮影するものとし、写真の撮影に関する日程調整は受注者が行うこと。
- ⑤ ラリーの最低達成条件は、「2か所」（名所等及び事業者各1か所）とし、参加者数確保に努めること。なお、このほかにも、いくつか達成条件を設け、参加者の周遊を促進する仕掛けを作ること。
- ⑥ 参加者のインセンティブとなるよう、後述のスタンプラリー参加者数の目標数値を考

慮の上、景品を準備すること。景品は、太白区に関連のあるものを含むものとし、その購入および発送は受注者が責任を持って行うこと。

⑦ 使用するデザイン及び写真は、発注者が受注者に提供するものを除き原則として新たに制作または撮影すること。なお、名所名物等については(1)⑤で撮影した写真の使用を可とする。

⑧ 事業の目的に沿った内容のチラシを15,000枚及びポスターを1,000枚制作すること。

⑨ デジタルスタンプラリーへの参加を促進させ、まち巡り事業を効率的・効果的に広報できるイベントタイトルを提案するとともに、SNSや、近隣商業施設・商店街等と連携するなど様々な方法による広報を行うものとし、活用する媒体も含め、広報計画を作成し発注者に提案すること。

⑩ 事業の目的に沿った景品を考慮準備し⑨に準じて発注者に提案すること。

### (3) 事業報告書等

(1) 及び(2)の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書(A4版)を作成し、紙及び電子ファイル(PDF形式)を指定する納入期限までに提出すること。

記載内容：事業全体の事業内容、ウェブサイトの構築・デザイン・制作、ウェブ広告実施概要および分析結果、デジタルスタンプラリー参加者の行動履歴データの分析結果等を含めること。

納入期限：令和6年3月29日(金)

## 3 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで。

## 4 納品場所

太白区まちづくり推進課(仙台市太白区長町南3丁目1番15号太白区役所5階(9月以降4階))

## 5 目標数値

(1) 「太白区名所マップ」ウェブサイトPV 令和6年3月29日までに50,000PV以上

(2) デジタルスタンプラリー参加者500人以上

## 6 契約に関する条件等

(1) 法令等の遵守

業務遂行の際は関係法令を遵守し、業務上必要となる法令等の各種許認可等の手続きは受注者の責任において行うものとする。

(2) 権利の帰属等

この契約によって作成された成果物及び成果物を構成する素材の著作権は、すべて仙台市に帰属するものとし、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用したり第三者に提供したりしないこと。また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後も同様とすること。

(4) 個人情報の保護

個人情報の取扱いに関しては、【別記】「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

(5) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なけ

ればならない。

(6) 損害等

業務にあたり、受注者は善良なる管理者の注意義務をもって行うものとし、発注者並びに第三者に被害を及ぼした場合は、受注者の負担により対処するものとする。

7 その他

(1) 名所名物等及び商品等の使用に係る使用料、名所及び事業所店舗等撮影の際に必要な飲食料、拝観料等、委託業務遂行に必要なすべての費用を当初の契約費用に含めるものとする。

(2) 業務実施に必要な著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。以下同じ。）、肖像権に関する権利者の承諾は、発注者が提供する素材を除き受注者が得ることとし、これに要する費用は当初の契約費用に含めるものとする。

(3) この契約によって作成された成果物及び成果物を構成する素材について、発注者はそのまま又は改変の上別の媒体に使用できるものとする。

(4) 事業の実施にあたって、氏名、生年月日、住所及びメールアドレス等の個人情報について電子データによる収集を行わないこと。なお、電話番号については他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できない形式であれば電子データによる収集を可とする。

(5) 本仕様書に明記がない事項について、発注者と受注者が協議の上定めること。